

平成 26 年度第 29 回人事委員会定例会会議結果

1 開催日時 平成 27 年 3 月 26 日(木) 午後 3 時 40 分

2 開催場所 委員室

3 出席者 委員長 熊谷 隆司
委員 伊藤 方子
委員 飛澤 重嘉

事務局長 佐藤 新
総括課長 花山 智行
担当課長 小原 由香

4 議題

(1) 会議の公開・非公開の決定

会議の冒頭、議案第 2 号から議案第 9 号まで、及び協議事項 1 を非公開とする旨決定

(2) 議題

議案第 1 号	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について	(公開)
議案第 2 号	平成 27 年度岩手県職員採用 I 種試験の実施について	(非公開)
議案第 3 号	平成 27 年度岩手県職員採用 II 種試験の実施について	(非公開)
議案第 4 号	平成 27 年度岩手県職員採用 III 種試験の実施について	(非公開)
議案第 5 号	平成 27 年度岩手県任期付職員採用試験の実施について	(非公開)
議案第 6 号	平成 27 年度岩手県警察官採用試験の実施並びに警視総監、埼玉県警察本部長、千葉県人事委員会及び神奈川県人事委員会の警察官採用試験の第 1 次試験の共同実施について	(非公開)
議案第 7 号	職員の選考による採用及び職務の級の決定について	(非公開)
議案第 8 号	一般職の任期付職員の採用について	(非公開)
議案第 9 号	職員の勤務延長の期限の延長について	(非公開)
協議事項 1	不利益処分についての不服申立て (26 人委 (不) 第 1 号事案) の判定方針について	(非公開)

5 審議の状況 (結果)

(1) 公開とした会議

[議案第 1 号]

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について、決定した。

資料はこちら

(2) 非公開とした会議

[議案第 2 号]

平成 27 年度岩手県職員採用 I 種試験の実施について、決定した。

[議案第 3 号]

平成 27 年度岩手県職員採用 II 種試験の実施について、決定した。

[議案第 4 号]

平成 27 年度岩手県職員採用 III 種試験の実施について、決定した。

[議案第 5 号]

平成 27 年度岩手県任期付職員採用試験の実施について、決定した。

[議案第 6 号]

平成 27 年度岩手県警察官採用試験の実施並びに警視総監、埼玉県警察本部長、千葉県人事委員会及び神奈川県人事委員会の警察官採用試験の第 1 次試験の共同実施について、決定した。

〔議案第7号〕

職員の選考による採用及び職務の級の決定について、決定した。

〔議案第8号〕

一般職の任期付職員の採用について、決定した。

〔議案第9号〕

職員の勤務延長の期限の延長について、決定した。

〔協議事項1〕

不利益処分についての不服申立て（26人委（不）第1号事案）の判定方針について、協議した。

6 傍聴人 なし

岩手県人事委員会議についての問い合わせ

岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県人事委員会事務局職員課

電話 019-629-6236

FAX 019-629-6239

メール DD0002@pref.iwate.jp

議案第1号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について

平成27年3月26日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第1 趣旨

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い勤勉手当に係る成績率を改正するとともに、独立行政法人通則法の一部改正に伴い所要の整備をしようとするものである。

第2 規則案の内容

- (1) 独立行政法人通則法の一部改正に伴い所要の整備をすること。(第3条関係)
- (2) 勤勉手当に係る成績率について所要の改正をすること。(第14条及び第14条の2関係)

第3 施行期日等(附則関係)

- (1) 平成27年4月1日から施行すること。
- (2) 所要の経過措置を講ずること。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第 号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年岩手県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第3条 給与条例第38条第1項後段又は給与等条例第29条第1項後段の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる職員（非常勤である職員にあっては、短時間勤務職員その他人事委員会の定める職員に限る。）となった職員で人事委員会の定めるものア～ウ [略]</p> <p>エ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第2条第2項</u>に規定する<u>特定独立行政法人</u>の職員</p> <p>オ [略]</p> <p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第14条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づき採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号、第2号及び第4号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第3号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第39条第1項及び給与等条例第30条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の88以上100分の145以下</u>（給与条例第38条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の115以上100分の185以下</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の78以上100分の88未満</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の101以上100分の115未満</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の69.5</u>（特定幹部職員</p>	<p>第3条 給与条例第38条第1項後段又は給与等条例第29条第1項後段の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる職員（非常勤である職員にあっては、短時間勤務職員その他人事委員会の定める職員に限る。）となった職員で人事委員会の定めるものア～ウ [略]</p> <p>エ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第2条第4項</u>に規定する<u>行政執行法人</u>の職員</p> <p>オ [略]</p> <p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第14条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づき採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号、第2号及び第4号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第3号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第39条第1項及び給与等条例第30条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の84.5以上100分の140以下</u>（給与条例第38条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の111.5以上100分の180以下</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の75.5以上100分の84.5未満</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の98.5以上100分の111.5未満</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の67</u>（特定幹部職員に</p>

<p>にあつては、<u>100分の89.5</u>)</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の69.5未満</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の89.5未満</u>)</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第14条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号及び第3号にあつては当該各号に定める割合の範囲内において、第2号の場合にあつては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の37.5超</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の47.5超</u>)</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の37.5</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の47.5</u>)</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の37.5未満</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の47.5未満</u>)</p> <p>2 [略]</p>	<p>あつては、<u>100分の87</u>)</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の67未満</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の87未満</u>)</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第14条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号及び第3号にあつては当該各号に定める割合の範囲内において、第2号の場合にあつては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の35超</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の45超</u>)</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の35</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の45</u>)</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の35未満</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の45未満</u>)</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年法律第66号）による改正前の独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の職員（以下「旧特定独立行政法人職員」という。）として在職した後、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）までの間に引き続き一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）又は市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号。以下「給与等条例」という。）の適用を受ける職員となった者の給与条例第38条の2及び第38条の3（これらの規定を給与条例第39条第5項及び第43条第9項において準用する場合を含む。次項において同じ。）並びに給与等条例第29条の2及び第29条の3（これらの規定を給与等条例第30条第5項及び第33条第9項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する在職期間については、旧特定独立行政法人職員として在職した期間を、期末手当及び勤勉手当に関する規則（以下「期末手当等規則」という。）第7条の2第1項の在職期間とみなす。
- 3 旧特定独立行政法人職員として在職していた職員であつて、施行日までの間に引き続き期末手当等規則第3条第2号ウからカまで若しくは同条第3号アからウまで若しくはオ又はこの規則による改正後の期末手当等規則第3条第3号エに掲げる者（以下「特定第3条該当者」という。）となり、特定第3条該当者として在職した後引き続き給与条例又は給与等条例の適用を受ける職員となったものの給与条例第38条の2及び第38条の3並びに給与等条例第29条の2及び第29条の3に規定する在職期間については、旧特定独立行政法人職員として在職した期間を、期末手当等規則第7条の2第1項の在職期間とみなす。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について

1 改正の趣旨

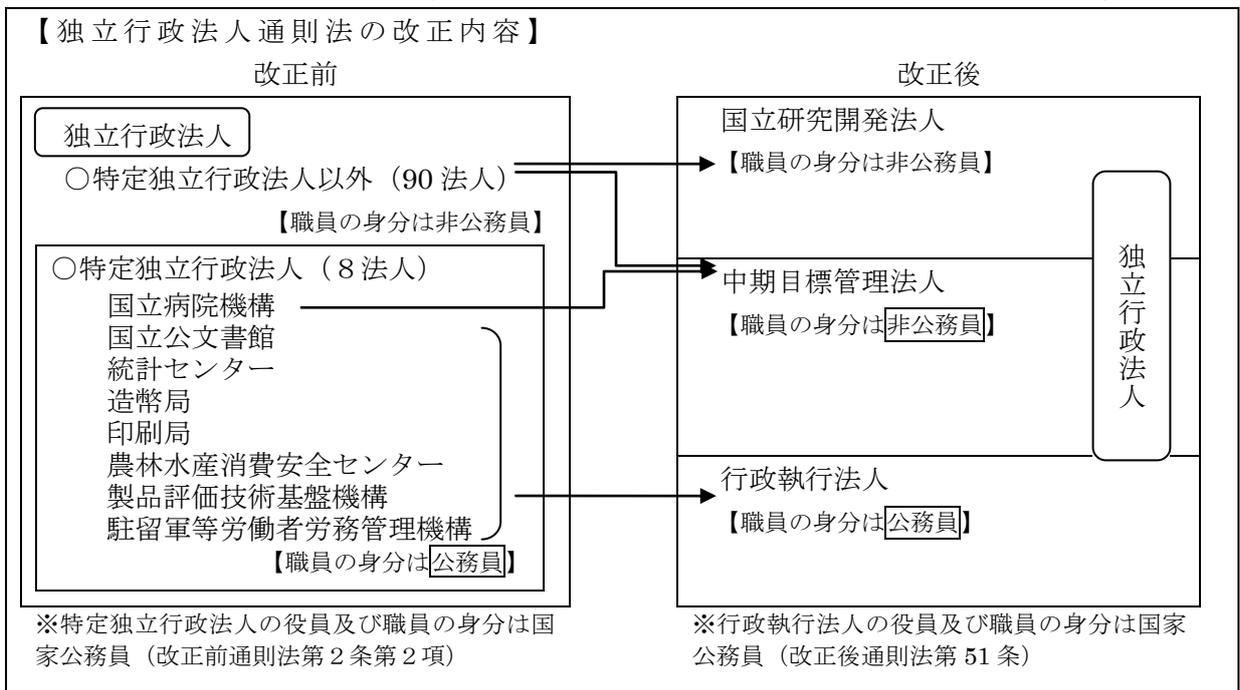
一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う勤勉手当成績率の改正のうち、平成27年6月期以降の成績率について改正するとともに、独立行政法人通則法の一部改正に伴う所要の整備をしようとするもの。

2 改正内容

(1) 平成27年6月期以降の成績率を改正すること。

項目	人事委員会勧告の内容				条例改正の内容	
	【勧告】 (規則改正済)		(今回改正対象)			
勤勉手当 支給割合		H26 12月期	H27年度以降		完全実施	
			6月期	12月期		合計
	一般の職員	0.725	0.700	0.700		1.40
	特定幹部職員	0.925	0.900	0.900		1.80
	再任用職員					
	一般の職員	0.375	0.350	0.350	0.70	
	特定幹部職員	0.475	0.450	0.450	0.90	

(2) 独立行政法人通則法の一部改正により、特定独立行政法人が中期目標管理法
人及び行政執行法人に移行するため、これに伴う文言及び引用条項の整備を行
うとともに、一時差止処分に係る在職期間の経過措置を規定すること。



3 改正内容の検討

(1) 平成27年6月期以降の成績率について

各成績区分の成績率について、**別紙のとおり改正**すること。

※ 国の規則改正において、平成26年12月期の改正と考え方に変更がないこと。

(2) 独立行政法人通則法の一部改正に伴う所要の整備について

ア 文言及び引用条項の整備

期末手当及び勤勉手当に関する規則（以下「規則」という。）第3条を別案のとおり改正すること。

イ 一時差止処分に係る在職期間の経過措置

特定独立行政法人に在職していた者について、その在職期間を一時差止処分に係る在職期間とみなすための経過措置を講ずること。

※ 期末手当・勤勉手当の支給に係る在職期間等の通算については、当該経過措置が特異なケースであること及び利益的処分であるため個別承認可能と考えられることから、経過措置を規定しないこととする。

(期末手当等の一時差止)

期末手当及び勤勉手当は、(基本的には)基準日において在職し支給要件を満たしていた者に支給日に支給されるものである。

しかしながら、①基準日に在職し、支給日の前日までに離職し、期末手当を支給することとされていた者や、②基準日前1ヶ月以内に離職して、支給日に期末手当を支給することとされていた者が、離職した日からその支給日の前日までの間に在職中の不祥事等により起訴されたり逮捕されたりした場合等に、判決等が確定するまでの間の措置として、期末手当の支給を一時差止めることができる旨の規定が置かれている。【給与条例第38条の3及び給与等条例第29条の2】

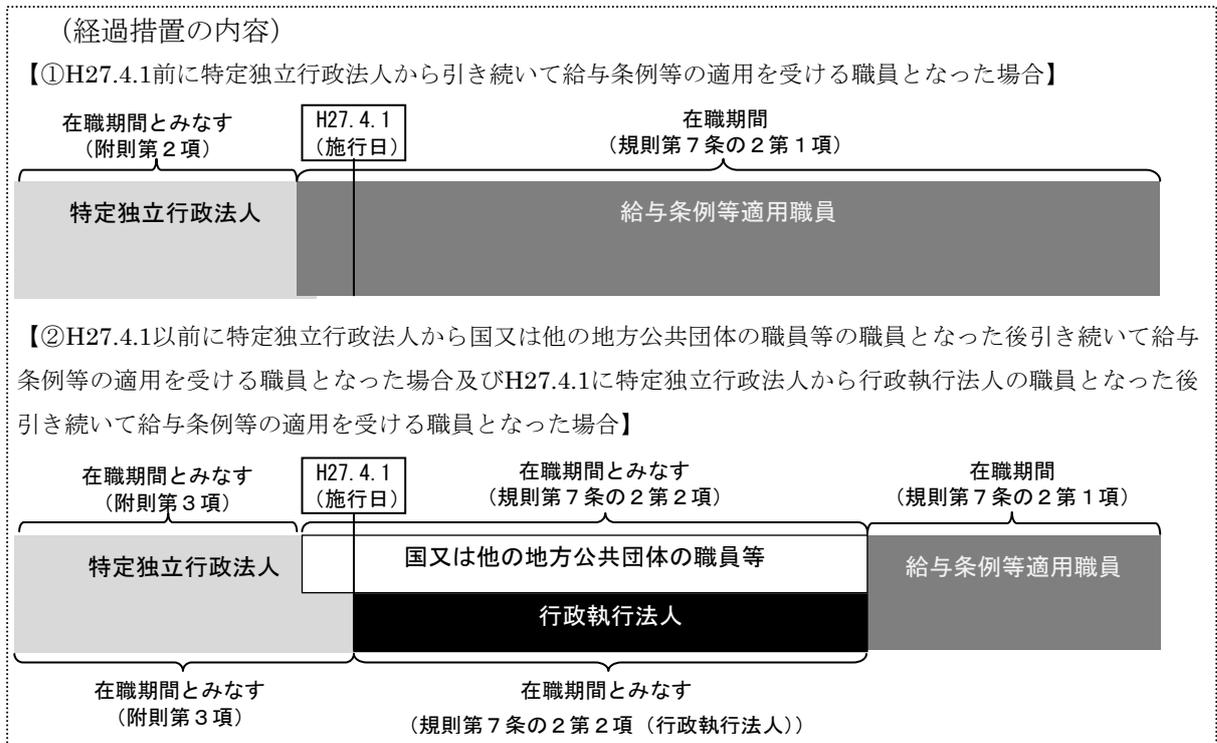
また、一時差止処分を受けていた者の刑が確定し禁固以上の刑に処せられた場合は、基準日から支給日までの間に懲戒免職・失職した者と同様に、手当を支給しないこととされている。

【給与条例第38条の2及び給与等条例第29条の2】

勤勉手当もこれらの規定を準用し、同様の制度となっている。

この一時差止処分に係る在職期間について、規則第7条の2第2項において、以下の職員が引き続き給与条例等の適用を受ける職員となった場合、これらの職員であった期間も在職期間とみなすこととされている。

- ・ 企業局・医療局職員
- ・ 地方公営企業等の労働関係に関する法律の規定が準用される技能職員等
- ・ 特定地方独立行政法人の職員で、給与条例等の適用を受ける職員だった期間を在職期間に通算することとしている法人の職員であるもの。
- ・ 特別職の職員
- ・ 国又は他の地方公共団体の職員
- ・ 一般地方独立行政法人の職員
- ・ **特定独立行政法人の職員 (H27. 4. 1～ 行政執行法人の職員)**
- ・ 公庫等職員



4 施行期日等

- (1) 平成27年4月1日から施行すること。
- (2) 特定独立行政法人の職員であった期間について、期末手当の一時差止処分に係る在職期間とみなすための経過措置を講ずること。